

議案第44号

小松島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

小松島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年小松島市条例第38号）の一部を別紙のように改正する。

令和5年6月9日提出

小松島市長 中山俊雄

小松島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

小松島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年小松島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「申込みに係る法第19条第1項第1号」を「申込みに係る法第19条第1号」に、「利用している法第19条第1項第1号」を「利用している同号」に、「当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号」を「当該特定教育・保育施設の同号」に改め、同条第3項中「申込みに係る法第19条第1項第2号」を「申込みに係る法第19条第2号」に、「利用している法第19条第1項第2号」を「利用している同条第2号」に、「当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号」を「当該特定教育・保育施設の同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「利用している法第19条第1項第2号」を「利用している同条第2号」に、「定められた法第19条第1項第2号」を「定められた法第19条第2号」に改め、同条第3項後段中「と、「法第19条第1項第1号」を「と、「同号」に、「とあるのは「法第19条第1項第1号」を「とあるのは「同条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「利用している法第19条第1項第1号」を「利用している同条第1号」に、「定められた法第19条第1項第1号」を「定められた法第19条第1号」に改め、同条第3項後段中「申込みに係る法第19条第1項第1号」を「申込みに係る法第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「と、「法第19条第1項第1号」を「と、「同号」に、「とあるのは「法第19条第1項第1号」を「とあるのは「同条第1号」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改め、同条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「申込みに係る法第19条第1項第3号」を「申込みに係る法第19条第3号」に、「当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号」を「当該特定地域型保育事業所の同号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条中「利用定員の定員」を「利用定員」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項後段中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「申込みに係る法第19条第1項第1号」を「申込みに係る法第19条第1号」に、「とあるのは「法

第19条第1項第1号」を「とあるのは「同条第1号」に，「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め，「教育・保育給付認定子どもを含む。）」との次に「，「同号」とあるのは「法第19条第3号」と」を加え，「対象となる法第19条第1項第1号」を「対象となる法第19条第1号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め，同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に，「法第19条第1項第3号」を「同条第3号」に，「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め，同条第3項後段中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。